

海老名市立今泉中学校増築校舎整備に係る公募型プロポーザル提案評価基準

提案の評価方法

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、一次審査及び二次審査において適用します。

(2) 評価方法

選考委員は、別記1及び別記2「評価基準表」の「評価の視点」に基づき評価します。
評価の段階の基準は次のとおり。

段階	評価の段階の基準	評価点
A	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。	配点×1.0
B	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、優れている。	配点×0.8
C	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。	配点×0.6
D	「評価の視点」の内容等に関して、やや不十分である。	配点×0.4
E	「評価の視点」の内容等に関して、不十分である。	0点

※一次審査・・・別記1に基づき評価 【90点満点】

二次審査・・・別記1及び別記2に基づき評価【90点+10点=100点満点】

(3) 順位について

① 選考委員ごとに合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出する。ただし、評価中に「E」がある場合は、当該提案者については、選外と取り扱うものとし、次の②から除外します。

② 順位点は次のとおり。

一次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以降…0点
二次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点

③ 選考委員全員の順位点の合計点に基づき、一次審査及び二次審査における提案者順位を決定する。

(4) 順位点と同じであった場合の取り扱い（一次審査及び二次審査共通）

次のとおり上位者を決定します。

- ① 評価基準表中の「テーマ2」の合計点が高い者
- ② ①が同じであった場合、評価基準表中の「価格の妥当性」の合計点が高い者
- ③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

【別記1】 評価基準表 (一次審査・二次審査共通 90点満点)

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 マーテ	技術提案	<u>学校活動における多目的な利用を考慮した施設としての考え方は適切か</u> <u>地域開放を考慮した施設としての考え方は適切か</u> ・提案内容が目的を的確に理解しているか。 ・イメージ図及び説明資料で具体化されているか。 ・既存校舎や体育館との調和が図られた図面となっているか。	15
	業務遂行能力	<u>提出された図面は、実施設計図として適切か</u> ・提示内容を的確に理解して図面化されているか。 ・提案期間内における設計業務の進捗はどの程度か。 ・設備設計業者との連携状況はどの程度か。	15
	安全性	<u>提出された仮設計画図の考え方は適切か</u> ・工事期間中の仮設計画が安全性を考慮した内容か。	5
2 マーテ	工程	<u>本事業における適切な工程表について</u> ・計画工程表が適切か。 ・準備期間を見込み工期を縮減しているか。	5
	価格の妥当性	<u>本事業における適切な見積書について</u> ・内訳が明確であり、数量、仕様、単価及び積算の考え方が確認できる内容となっているか。 ・提出図面、要求水準書及び計画工程表と整合した見積となっているか。 ・本事業の履行に必要な設計費、工事費、仮設費、安全対策費、設備費改修費（既存校舎接続等）、その他必要な費用が適切に見込まれているか。 ・地域開放を考慮しつつ、学校運営上にも必要な設備等が費用計上されているか。 ・本事業における経費削減等の事業費低減が見える見積となっているか。	50
合計			90

【別記2】 評価基準表 (二次審査追加分 10点満点)

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の適格性	プレゼンテーション	説明が明快で、業務への取り組み姿勢が強く感じられるか	5
	ヒアリング	質問に対する回答が明快で、当事業に対する理解が確かなものか	5
合計			10

